

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○ 知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県企業局

○ 福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県病院局

○ 福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会

○ 福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会

○ 福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県選挙管理委員会

○ 福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県監査委員

○ 福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

○ 福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会

○ 福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会

○ 福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島海区漁業調整委員会

○ 福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

○ 福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

規 則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十一年三月二十四日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第十八号

知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成十二年福島県規則第百六十二号)の一部を次のように改正する。
第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。
第十二条中「第三十五条」を「第三十四条」に改める。
第十三条第一項中「第三十六条」を「第三十五条」に改める。
様式第一号を次のように改める。
様式第一号(第2条関係)

公文書開示請求書

福島県知事

(郵便番号)

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	
求める開示の方法	1 閲覧、聴取又は複製 2 写しの交付 (1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担当課 (所)	
開示決定期限	年 月 日
備考	

備考
1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課 (所) における情報公開の窓口を指します。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とし、縦長にして用いてください。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の知事が保有する公文書の開示等に関する規則 (以下「改正前の規則」という。) 様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の知事が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(文書法務課)

福島県企業局

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3 月24日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県企業局管理規程第1号

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程 (平成12年福島県企業局管理規程第5号) の一部を次のように改正する。

第10条中「(条例第32条第2項において準用する場合を含む。)」を削る。
様式第一号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

公文書開示請求書

福島県知事

年 月 日

(郵便番号

)

請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者の氏名)
連絡先 (電話番号

)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	求める開示 の方法
	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担当課 (所)	
開示決定期限	年 月 日
備考	

備考
1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課 (所) における情報公開の窓口を指します。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県公営企業の管理者の権限を行う知事が保有する公文書の開示等に関する規程様式第1号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（経営企画課）

福島県病院局

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年 3月24日

福島県病院事業管理者 高地 英夫

福島県病院局管理規程第1号

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（平成16年福島県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「（条例第32条第2項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県病院事業管理者

（郵便番号

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者の氏名）

連絡先

（電話番号

）

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（(1)窓口での交付 (2)郵送等による交付）

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担当課（病院）	
開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課（病院）における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県病院事業管理者が保有する公文書の開示等に関する規程様式第1号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第1号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（病院総務課）

福島県教育委員会

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程をここに

ここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第四号

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。
第十二条第一項中「第三十六條」を「第三十五條」に改める。
様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県教育委員会

（郵便番号）

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者の氏名）

連絡先

（電話番号）

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	
求める開示の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（(1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付）

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担当課（所）	
開示決定期限	年 月 日

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する担当課（所）における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所定の調整をして使用することができる。（教育総務課）

福島県公安委員会

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月24日

福島県公安委員会委員長 松 本 忠 清

福島県公安委員会規則第5号

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則（平成13年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。
第10条中「（条例第32条第2項において準用する場合を含む。）」を削る。
様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県公安委員会
（福島県警察本部長）

(郵便番号)
 請求者 住所又は所在地
 氏名又は名称
 (代表者の氏名)
 連絡先 (電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

担当課(所・署)	
開示決定期限	年 月 日
備考	

- 備考
- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、福島県警察情報センターにおける情報公開の窓口を指します。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第1号による公文書開示請求書は、改正後の福島県公安委員会及び福島県警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規則様式第1号による公文書開示請求書とみなす。

- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第1号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。(県民サービス課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四号

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

正する規程
 福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程(平成十二年福島県選挙管理委員会告示第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条中「(条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。)」を削る。
 様式第一号を次のように改める。

様式第一号 (第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

福島県選挙管理委员会委员長

(郵便番号)

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先 (電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示	1 閲覧、聴取又は視聴

の 方 法 | 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備 考	

備考

- 「求める開示の方法」の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県選挙管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県監査委員

福島県監査委員告示第一号

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

福島県監査委員

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する

規程

福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県監査委員告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

福島県監査委員

年 月 日

(郵便番号)

請求者 住所又は所在地
 氏名又は名称
 (代表者の氏名)
 連絡先
 (電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	求める開示の方法
	1 閲覧、聴取又は複製 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備 考	

備考

- 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県監査委員が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所要

要の調整をして使用することができる。

(監査総務課)

福島県人事委員会

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県人事委員会

委員長 新城 希子

福島県人事委員会規則第六号

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則

福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県人事委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県人事委員会委員長

(郵便番号)

請求者

住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	
求める開示の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（(1)窓口での交付 (2)郵送等による交付）

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県人事委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(総務審査課)

福島県労働委員会

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第一号

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正

する規則

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県労働委員会会長

(郵便番号)

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

- 備考
- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(審査調整課)

福島県収用委員会

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

福島県収用委員会

会長 渡 邊 健 壽

福島県収用委員会規則第一号

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県収用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成十二年福島県収用委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県収用委員会会長

(郵便番号)

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者の氏名)

連絡先

(電話番号)

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付 ((1) 窓口での交付 (2) 郵送等による交付)

開示決定期限	年 月 日
※備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県取用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県取用委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会告示第一号

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田幸徳

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島海区漁業調整委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島海区漁業調整委員会会長

（郵便番号）
請求者 住所又は所在地
氏名又は名称
（代表者の氏名）
連絡先
（電話番号）

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の件名又は内容	
求める開示の方法	1 閲覧、聴取又は規聴 2 写しの交付（1）窓口での交付（2）郵送等による交付

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

- 1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。なお、「窓口」とは、当該公文書を保有する海区漁業調整委員会事務局における情報公開の窓口を指します。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島海区漁業調整委員会が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。
- 3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県内水面漁場管理委員会

福島県内水面漁場管理委員会告示第三号

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十一年三月二十四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する規程

福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（平成十二年福島県内水面漁場管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

第十条中「（条例第三十二条第二項において準用する場合を含む。）」を削る。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号（第2条関係）

公文書開示請求書

年 月 日

福島県内水面漁場管理委員会会長

（郵便番号

請求者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者の氏名）

連絡先

（電話番号

）

福島県情報公開条例第5条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

公文書の 件名又は内容	
求める開示 の方法	1 閲覧、聴取又は視聴 2 写しの交付（1）窓口での交付（2）郵送等による交付

※ 以下の欄には、記入しないでください。

開示決定期限	年 月 日
備考	

備考

1 求める開示の方法の欄は、希望する番号を○印で囲んでください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いてください。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に提出されている改正前の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県内水面漁場管理委員会が保有する公文書の開示等に関する規程様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規程の施行の際現に作成されている改正前の規程様式第一号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。